

東京都告示第千三百十号

東京都安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

（平成二十七年東京都条例第九十八号）による改正後の東

京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例第百

十四号）第二十八条第一項の規定により地域の安全安心を

脅かすものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

平成二十七年八月二十六日 東京都知事 舛添 要一

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六

条の六の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が製造等を

広域的に禁止する物品

附則

この告示は、平成二十七年九月一日から施行する。